

にいがた環境フェスティバル2026開催業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

にいがた環境フェスティバル2026開催業務

(2) 目的

本県の豊かな自然・環境を保全し未来へ引き継ぐため、本事業においては、新潟県環境賞等の環境に関する表彰式、県内で活動する環境保全団体・企業・行政等による展示や体験企画等のイベント等を通じ、本県の豊かな自然環境の発信と、地球温暖化対策・資源循環型社会の構築・生物多様性の保全などの環境の課題についての普及啓発を行うことで、ライフスタイルや事業活動を環境に配慮したものに变化させ、脱炭素社会の実現や持続可能な社会の構築へ繋げることを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで（予定）

(4) 企画提案内容

別紙1「にいがた環境フェスティバル2026開催業務仕様書」のとおり

2 見積限度額

5,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール

令和8年7月16日（木）	公募開始（新潟県HPに掲載）
7月22日（水）	質問書提出期限
7月24日（金）	質問に対する回答（新潟県HPに掲載）
7月28日（火）17時	参加申込書提出期限
7月30日（木）	参加資格の審査・確認結果通知
8月17日（月）正午	企画提案書の提出期限
8月19日（水）	審査委員会（プレゼンテーション方式）
8月下旬（予定）	審査結果の通知・公表
11月28日（土）	にいがた環境フェスティバル2026 会場 JR新潟駅ガタリウム、南口中央広場

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 新潟県内に本社、支社、営業所等を有する者。
- (2) これまでに、同様の業務に関する実績があり、確実な履行が見込まれること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立

て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- （5）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- （7）新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

5 質疑応答

- （1）提出書類：別紙2「質問書」
- （2）提出期限：令和8年7月22日（水）必着
- （3）提出方法：電子メール
※件名を「環境フェスティバルプロポーザル質問」とすること。
- （4）提出先：「11 問合せ先」に同じ
- （5）回答：令和8年7月24日（金）までに新潟県ホームページに掲載する。
なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正と見なす。

6 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

- （1）参加申込み
 - ア 提出書類：別紙3「参加申込書」及び納税証明書（県税徴収金の未納がないことの証明書）
 - イ 提出期限：令和8年7月28日（火）17時
 - ウ 提出方法：電子メール
※件名を「環境フェスティバルプロポーザル参加申込み」とすること。
 - エ 提出先：「11 問合せ先」に同じ
- （2）提案資格の確認結果通知
参加申込みをした者全員に対し、令和8年7月30日（木）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

7 企画提案書の提出

- （1）提出書類
 - ア 別紙4 にいがた環境フェスティバル2026 開催業務 企画提案概要
 - イ 企画提案書（A4横判、様式任意）
 - ウ 見積書
※消費税及び地方消費税を含め、企画内容の項目ごとに内訳が分かるように記

載すること。

(2) 提出期限：令和8年8月17日（月）正午

(3) 提出方法：電子メール

※提出するデータは原則PDF形式とし、1通あたりの容量は10MBを上限とする。

容量により複数回で送信する場合は、件名の最後に（何通目/全体数）の形式で記入すること。

(4) 提出先：「11 問合せ先」に同じ

8 契約候補者の選考方法

(1) 選考方法

提案者は、令和8年8月19日（水）に開催する審査委員会において、プレゼンテーションを実施するものとする。ただし、審査委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。

審査委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、(2)の項目について審査し、最も優れた提案を行った者を契約候補者とする。なお、提案内容に疑義がある場合は、提案者に対し個別に聞き取りを行うことがある。

(2) 審査基準

	審査項目	審査の視点	配点	
企画	提案内容	・企画は目的に沿っており、魅力的か	20	70
		・事業者や県民への波及効果が見込める内容か		
		・脱炭素型ライフスタイルへの転換に向け、気候変動の現状や将来の見通し等の背景情報を含む教育・知識の提供に加え、体験的な学びの機会を設けているか	20	
		・イベント等への参加後も、参加者が脱炭素型ライフスタイルを意識・実践できるような工夫がされているか		
		資源循環型社会の構築に向けて、県民向けプラスチックごみ削減事業の企画を行う内容か	10	
		幅広い年代の県民、事業者NPO等が関心を持ち、参加が促される工夫がされているか	10	
		・環境問題への関心が低い層にも参加の働きかけができる工夫がされているか	10	
		・表彰式・作品展示とブース出展との間に回遊を促す工夫がされているか		

広報	告知・周知	一定の集客が見込める広報媒体・広報計画となっているか	10	10
運営	業務の遂行能力	提案内容を実施できるスタッフを確保できているか	10	40
	事業実績	同様の業務の実績は十分なものか	10	
	安全配慮・環境配慮	・警備体制は整えられているか ・環境に配慮した計画となっているか	10	
	スケジュール等	・イベント等実施までのスケジュールは適当か ・運営上必要な事項が提案されているか	10	
経費	見積額の妥当性	企画内容に対して妥当な見積額か	10	10
合計			130	

(3) 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書の提出のあった者全員に対し、電子メールで通知する。

9 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で書面により契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

10 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用（企画提案書作成費、旅費及び通信費等）は提出者の負担とする。
- (2) 県は、提出された企画提案については提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 県は、企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明したものに通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出した申込書、企画提案書は返却しない。また、必要に応じ補足資料等を求める場合がある。
- (5) 提出者は、申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 次のいずれかに該当するものが行った提案は、失格となることがある。

- ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。
- ウ 期限後に企画提案書を提出した者。

11 問合せ先（照会先及び書類提出先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県環境局環境政策課カーボンゼロ推進室 担当：加藤

TEL：025-280-5642 FAX：025-280-5739

E-mail：ngt030310@pref.niigata.lg.jp